

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人みどりグループ

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市田下町 930 番地 3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 2 年 7 月 23 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 年 9 月 3 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	石田 一美	
理 事	石田 賢二	
同	宮村 通典	介護老人保健施設リハビリセンター大村 管理者
同	湯村 稔	
同	高原 潤	
同	赤城 翠	
監 事	出良 心一	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
介護老人 保健施設	リハビリセンター 大村	長崎県大村市田下町 930 番地 3	入所定員 100名 通所定員 11名 [医療保険 0床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
短期生活入所介護	大村市田下町 930 番地 3	定員 5名
高齢者専用賃貸住宅	大村市西本町 730-1	定員 49名
居宅介護支援事業	大村市田下町 930 番地 3	定員なし
訪問リハビリテーション	大村市田下町 930 番地 3	定員なし

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和4年 2月24日 令和3年度決算の決定
- 令和4年11月 7日 持分の定めのない医療法人への移行の承認、
定款一部変更の承認

(4) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(7) そ の 他
特になし

法人名 医療法人 みどりグループ

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市田下町930番地3

貸借対照表

(令和 4年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	305,880	I 流動負債	46,195
現金及び預金	225,291	買掛金	3,266
事業未収金	80,492	未払金	22,276
たな卸資産	569	未払法人税等	17,378
短期貸付金	1	前受金	3
未収消費税	5	預り金	3,270
貸倒引当金	△ 480		
II 固定資産	294,804		
1 有形固定資産	291,641	II 固定負債	536
建物	211,015	長期未払金	536
構築物	6,170		
機会及び装置	48		
車両運搬具	1,186		
工具、器具及び備品	2,932		
一括償却資産	864		
土地	69,424		
2 無形固定資産	559		
電話加入権	559		
3 その他の資産	2,603		
出資金	65		
保証金	250		
リサイクル預託金	32		
敷金	2,256		
		負債合計	46,731
		純資産の部	
		科目	金額
		I 資本金	34,755
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	519,197
		繰越利益剰余金	519,197
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	553,953
資産合計	600,684	負債・純資産合計	600,684

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人 みどりグループ

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市田下町930番地3

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年 12月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		494,779
2 事業費用		
(1)事業費	444,404	
(2)本部費	0	444,404
本来業務事業利益		50,373
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		30,142
2 事業費用		27,062
附帯業務事業利益		3,080
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		53,453
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	8,462	8,463
III 事業外費用		
支払利息	24	
その他の事業外費用	0	24
経常利益		61,892
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	756	756
税引前当期純利益		61,135
法人税・住民税及び事業税	17,379	17,379
法人税等調整額		
当期純利益		43,756

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 みどりグループ

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市田下町930番地3

財 産 目 録

(令和 4年12月31日現在)

1. 資 産 額	600,684 千円
2. 負 債 額	46,731 千円
3. 純 資 産 額	553,953 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	305,880
B 固 定 資 産	294,804
C 資 産 合 計 (A+B)	600,684
D 負 債 合 計	46,731
E 純 資 産 (C-D)	553,953

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 みどりグループ
 所在地 長崎県大村市田下町930番地3

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 みどりグループ
理事長 石田 一美 殿

私(注1)は、医療法人みどりグループの令和4会計年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年2月22日

医療法人みどりグループ

監事 出良 心一

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。